

(5) 新型コロナウイルス感染防止対策について

① 利用者への対応変更について

国・道・旭川市が示す「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」及びそれらを反映した公文協ガイドラインの改正に伴い、感染症拡大対策について、次のとおり対応を変更しました。

【来館者】

- ・ マスクの着用は、原則として自由とする。
- ・ 手指の消毒については、従来どおり求める。(入口等に引き続き設置)

【主催者・出演者】

- ・ 案内・誘導担当、窓口・もぎり等の担当など、来館者と直接接触する者には、原則としてマスクの着用と適宜の手指消毒を促す。それ以外の場面では強制しない。
- ・ ただし、公文協ガイドラインに「高齢者などのハイリスク者が多い場合など感染リスクが高い状況が想定される際には、必要に応じてマスク着用を推奨してください」とあることから、該当する場合は奨励するよう、打合せの際に説明する。(実施するか否かの判断は、あくまで主催者の判断に委ねる。)
- ・ 検温は原則不要だが、主催者が希望する場合は実施しても可。(貸出も引続き行う)
- ・ 手指消毒の奨励については、従来どおり。

② 音楽堂の減免措置について

令和5年1月27日以降の国の制限緩和(大声のある催事でも100%で開催可能に)により、これまで「検温・消毒など、感染症拡大防止対策を実施する。」「席数の半分を上限として開催する。」ことを条件に実施していた会場使用料の5割減免を3月31日をもって終了します。
(規制緩和の時点で既に減免を承認済みの団体があるほか、減免未申請であっても収容人数制限を想定し催事準備を進めていた団体も想定されることから今年度末までとしました。)

③ 学校行事に対する減免措置について

令和5年1月27日以降の国の制限緩和(大声のある催事でも100%で開催可能に)により、これまで児童・生徒の文化発表の機会の確保を目的として、感染防止のためにホールを活用して実施する市内の小・中学校の合唱祭や演奏会等を対象に実施していた会場使用料の全額免除を3月31日をもって終了します。